

## 第13回国際シンポジウム議事概要

平成28年6月20日  
競争政策研究センター事務局

- 1 日時：平成28年6月3日（金）13：30～17：30
- 2 場所：イイノホール（東京都千代田区内幸町2-1-1）
- 3 参加者数：195名
- 4 議事次第
  - (1) 開会の辞（13：30～13：40）  
杉本和行 公正取引委員会委員長
  - (2) 基調講演①（13：40～14：30）  
「電子商取引における垂直的制限」  
マイケル・リオードン コロンビア大学経済学部教授
  - (3) 基調講演②（14：30～15：20）  
「多角的関係における垂直的制限」  
パトリック・レイ トウールーズ第1大学経済学部教授
  - (4) コメント（15：40～16：10）  
「電子商取引における垂直的制限と競争法：コメント」  
土田和博 早稲田大学法学学術院教授
  - (5) パネルディスカッション（16：10～17：30）  
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授（モデレーター）  
マイケル・リオードン コロンビア大学経済学部教授（パネリスト）  
パトリック・レイ トウールーズ第1大学経済学部教授（パネリスト）  
土田和博 早稲田大学法学学術院教授（パネリスト）
  - (6) 閉会の辞（17：30）  
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授
- 5 パネルディスカッションの概要  
各講演者からの講演・コメントの後、モデレーターとパネリストとの間で、大要以下のとおりのディスカッションがなされた。

- (1) 電子商取引関連事業者の垂直合併・混合合併について  
(岡田所長) 競争当局における企業結合規制は、水平合併に比べて垂直合併・混合合併については規制が緩やかとなっている。他方で、電子商取引に関しては、プラットフォーム運営事業者が活発にM&Aを行っている。このような活動についてどのように評価すべきと考えるか。

(リオーダン教授) プラットフォーム運営事業者によるM&Aについては、範囲の経済や規模の経済、ネットワーク外部性により効率性が高まる面があろう。また、そのような買収によって、効率的に事業を拡大することが可能となる。他方、成功した企業が将来的に競合する可能性のある新興企業を買収することによって将来的な競争を排除するというクロノス効果が存在するおそれがあるとの指摘もある。

(レイ教授) 電子商取引関連事業者がコングロマリット化することによって、様々な市場での取引データを収集することができる。これにより、多種多様なデータを一社に集積し、効率的に活用できるプラスの面はある。他方、マイナス面として、一社にデータが集中することによって競争が阻害される懸念もある。

垂直合併によって、上流市場又は下流市場で市場閉鎖が行われるおそれがある。リオーダン教授も述べたとおり、今後、経済分析により垂直合併の影響を評価することが重要である。

(土田教授) 混合合併についての競争法上の規制がどの法域においても比較的緩やかであるのは、水平合併に比べて競争に与える影響が間接的となることが理由と考えられる。混合合併においては、ポートフォリオ効果に基づく抱合せ取引のおそれが一般的な競争法上の懸念であるが、電子商取引やオンラインビジネスにおいても同様の問題が懸念されるかどうかを検討する必要がある。

## (2) 最恵国待遇条項(MFN条項)について

(岡田所長) 各講演者からMFN条項・価格パリティ契約について言及があったが、広義型MFN条項や狭義型MFN条項の評価の相違等も含めて、どのように考えるべきか。

(リオーダン教授) MFN条項については、ハードコア制限として当然違法の法理で判断するのではなく、合理の原則に従って個別に影響を評価するべきである。

MFN条項は価格の透明性を高めて、共謀を促進する理論的な可能性はある。そして、違法性については原告側が立証する必要がある。また、MFN条項には投資を促進する等の点で、最終的に消費者の利益となり、競争促進効果も持ち得るが、その点はケースバイケースで判断する必要がある。

(レイ教授) MFN条項は従来から存在したものである。しかし、近年、オンラインプラットフォームに関連して、欧州で競争法違反の事件が複数存在している。広義型と狭義型の差異を含めて各競争当局の見解が異

なるため、現在は自然実験がなされ様々な実証的データが蓄積されている。MFN条項の評価については、特定の状況下では競争に悪影響を与えるという研究と影響はないとの研究の双方があるため、今後の実証分析が期待される。

(土田教授) 第一に、現段階では、日本においてMFN条項によって反競争的効果が生じているか否かは判断を留保せざるを得ない。第二に、各競争当局においてもMFN条項は合理の原則に基づき、あるいは「効果による競争制限」の問題として判断されている。仮に日本でも取り上げるとすれば、反競争的効果を検討する必要があるのではないか。

狭義型MFN条項については、複数のEU加盟国では許容されているが、例えば、複数のオンラインプラットフォームで並行的にMFN条項が採用されている場合は反競争的効果が生じる可能性もある。

### (3) データの集積について

(岡田所長) 個人情報を含めたデータの集積については、競合事業者の排除につながる可能性の有無、合併審査の際の評価、スイッチングコスト等の様々な論点があるところ、各パネリストの御意見をうかがいたい。

(リオードン教授) 端的に言って分からない面がある。しかし、電子商取引については、データに価値があり、金銭に加えてデータを提供しているため安価に購入することができるとの考え方もある。この点について、商品は返品し、返金を受けることができるが、提供したデータは返品後もどのように利用されるか不明である。このような状況に関しては、競争政策のみならず、プライバシーの点からも重要となる。

(レイ教授) かつて実店舗に関しては総合スーパーマーケットが台頭し、消費者はワンストップショッピングを行うことが可能となった。現在の電子商取引市場においても類似した状況となっている可能性がある。しかし、ワンストップショッピングの効果については、未だ十分な研究がなされていない。また、データに関してはデータの帰属先が論点となる。企業にデータが帰属する場合、消費者にとってはスイッチングコストが上昇することとなり、その結果競争にも影響を与えることになる。個人にデータを帰属させるためには、自身のデータを回収するシステムが必要であるが、その点も検討が尽くされていない。

(土田教授) データの論点は基本的にはプライバシーの問題となり、競争法上の問題とすることは困難な面がある。国際的にも、競争法上の合併審査で「データ市場」を検討するという運用とはなっていない。しかし、競争法上問題が全く無いと断言できないかもしれない。例えば、オン

ライン広告については、ある消費者自身や他の消費者の購買履歴等のデータを利用して、欲しい商品を提示、宣伝することができる企業は競争力が高まるどころ、それが「データの市場支配力」によるのだすれば、問題があるかもしれない。

以上